

長野県松本県ヶ丘高校 いじめ対応

1. いじめ問題の理解

(1)いじめの定義

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行う。

いじめとは、「当該生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」である。起こった場所は学校の内外を問わない。

※「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人間関係にある者を指す。（文部科学省 平成19年1月）

(2)いじめの基本認識

- ①いじめはどの生徒にも、どの教室にも起こりえる。誰もが被害者にもなり得る。
- ②本人がいじめと感じれば、それはいじめである。いじめられたとする生徒の心理面を重視する。
- ③いじめは人として絶対に許されない。人権や生命に関わる重大な問題である。

(3)いじめの態様…日常的なトラブルでも、いじめに進行する可能性がある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、イヤなことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- 酷くぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。使い走りをされる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や画像流出をうける。

2. いじめの早期発見・対応の視点

(1)職員の生徒指導上の基本認識

- いじめは人間として絶対に許されない行為である。
- 「いじめは人間として絶対に許されない」「いじめられている子どもを必ず守り通す」ということ。
- いじめは重大な人権侵害であるとともに、暴力をふるう、金品を盗む、金品をたかる、誹謗中傷などは犯罪行為であるということ。

(2)早期発見に向けて

- 日頃から教職員と生徒の好ましい人間関係の構築に努める。
- いじめは教職員や保護者には気づきにくいところで行なわれることが多く、発見されにくいものであることを認識し、生徒の小さな変化を敏感に察知し見逃さない指導に努める。
- 教職員が担当する生徒情報について、一人で抱え込むことをせず、多方面からの情報を広く得るための校内連携、校外連携に努め、報告、連絡、相談をしながら生徒指導にあたる。

3. 本校としてのいじめ問題への取り組み

(1)いじめの未然防止

- 「いじめは絶対に許さない」という姿勢の周知
 - ・全校集会、学年集会における講話による周知
 - ・生徒指導通信や学校HPにおける広報や人権講話による知識の獲得
 - ・LHR、SHRにおける学級指導、部活動における日々の指導において周知
- 生徒との信頼関係の構築
 - ・学級、教科、部活動等の指導場面における受容的な相談関係の構築
 - ・社会的正義の実現や協同的な対人関係を構築させる日常の実践活動
 - ・毅然とした生徒指導の方針を示し、教職員自ら範となる行動を示すことで信頼を獲得
- 生徒理解に基づいた指導
 - ・丁寧な面談（生徒の活動及び対人関係をきちんと把握していく指導）
 - ・チェックシートの定期的な活用と点検・考察（年2回は調査実施）
 - ・対人関係能力を涵養するプログラムの活用（入学後のガイダンスや学年集会）
- 職員研修の充実
 - ・職員カウンセリング研修、生徒指導研修の充実（年間1回 定例化）
 - ・生徒理解研修、職員の相談スキル向上に資する研修内容

(2)いじめの早期発見体制

- 実態把握
 - ・学校生活・いじめに関するアンケート[5月・9月]の実施と考察
 - ・面談週間及び日常的な相談活動による生徒観察と実態把握
 - ・職員間連携による生徒動静の共有
- 教育相談体制の整備
 - ・面談週間及び個別懇談の計画的な配置と活用
 - ・教育相談係と学年会、学級との連携、職員会における情報の共有
 - ・教育相談通信・生徒指導通信等を活用して、生徒が相談しやすい環境整備
 - ・SC及び外部専門機関（保健所、専門医等）との連携と協力体制
- 保護者との連携
 - ・学級担任と保護者における信頼関係の構築（日常性）
 - ・学級、学年、学校全体でのPTA活動及び学校HPによる情報発信（広報）
 - ・学年通信及び学級通信での生徒の活動の様子を保護者へ還元

(3)いじめ対応の留意点

- 「チームで対応」
 - ・情報をキャッチしたら、一人で抱えて判断せず、報告・連絡・相談。
 - ・迅速かつ柔軟に対応チームを編成し、役割を分担して素早く対処する。
 - ・事実関係や対応状況等を時系列で記録し、情報を全職員で共有する。
 - ・情報提供者の秘密を厳守する。
- 「被害生徒を守り通す」
 - ・被害生徒とその保護者の気持ちに寄り添い、丁寧に対応する。
 - ・いじめの解消後も、継続的な支援や見守りが必要である。
- 「いじめは絶対許さない」
 - ・加害生徒や観衆の立場の生徒に対し、保護者との連携を密にしながら、心理面は受容しつつ、行った行為については毅然とした態度で指導する。